

平成 28 年度日商珠算能力検定試験実施要綱

主催：日本商工会議所
施行：古川商工会議所

1. 施行月日 【第 207 回】平成 28 年 6 月 26 日(日) 申込期間 4 月 18 日(月)～5 月 26 日(木)
【第 208 回】平成 28 年 10 月 23 日(日) 申込期間 8 月 15 日(月)～9 月 23 日(金)
【第 209 回】平成 29 年 2 月 12 日(日) 申込期間 12 月 5 日(月)～平成 29 年 1 月 12 日(木)

2. 開始時間 1・3 級 9:00 試験開始
段位・2 級 10:00 試験開始
※但し古川珠算連盟会員教場施行の下級検定試験分(4～10 級)はこの限りでない。

3. 試験会場 古川商工会議所(大崎市古川東町 5-46 TEL 24-0055)
※試験場所は変更になる場合もありますので、あらかじめご確認ください。

4. 受験料 段位: 2, 620 円(珠算・暗算とも受験)
: 2, 260 円(珠算のみ受験)
: 1, 130 円(暗算のみ受験)

*段位認定試験の申込書は専用の用紙がありますので、必要な場合は商工会議所にお申し出下さい。

(税込み) 1 級: 2,100 円 2 級: 1,570 円 3 級: 1,360 円
準 1 級: 1,840 円 準 2 級: 1,470 円 準 3 級: 1,150 円 4～6 級: 940 円 7～10 級: 840 円

5. お申込み先 〒989-6166 大崎市古川東町 5-46 古川商工会議所 地域振興部(TEL 0229-24-0055)

6. 受験資格 特に制限なし

7. 申込手続

- (1) 本商工会議所所定の申込書に必要事項を記入のうえ、所定の期日までに検定料を添えて提出すること。(受理した申込書及び検定料は試験中止等の事情以外は返還しない。)
- (2) 各級を併せて受験する者は、各級毎に願書を提出し、受験料も各級毎に納付すること。
- (3) 申込書は楷書で正しくはっきり書くこと。申込書に不備な点があると受付を拒否することがある。(申込受付以後の変更取消は認めない。)
- (4) 申込書と引換えに受験票を交付する。受験票は試験当日必ず持参すること。なお、受験票は合格証書を受け取るまで紛失しないよう注意すること。
- (5) 試験に関するお問合せは、古川商工会議所地域振興部(TEL 24-0055)まで。

8. 試験内容と制限時間

- (1) 1 級～6 級までは「みとり算」(10 題)「かけ算」(20 題)「わり算」(20 題)を合わせて 1 つの問題とし制限時間を 30 分とする。
- (2) 7 級～8 級までは「みとり算」(10 題)「かけ算」(10 題)「わり算」(10 題)を合わせて 1 つの問題とし制限時間を 20 分とする。
- (3) 9 級～10 級までは「みとり算」(10 題)「かけ算」(20 題)を合わせて 1 つの問題とし制限時間を 20 分とする。(9 級と 10 級は同じ問題を使用し、得点によって合格級を判定する。)

9. 合格基準

1 級～3 級は 300 点満点で 240 点以上、4 級～6 級は 300 点満点で 210 点以上、7 級～9 級は 200 点満点で 120 点以上、10 級は 200 点満点で 60 点以上とする。(各級とも「みとり算」「かけ算」「わり算」を 1 つの問題として出題することから最低点は設けません。)

10. 満点合格者の表彰について

1 級合格者で、全種目を満点合格し、さらに日本商工会議所において再審査のうえ合格した者については、日本商工会議所よりこれを表彰する。

なお、2 級～8 級については、次のいずれかに該当するものに対し、当商工会議所、当珠算連盟より表彰する。

- ① 中学生以上の受験者については、3 級以上の級を満点合格したものとする。
- ② 小学生高学年(5・6 年)の受験者については、4 級以上の級で満点合格したものとする。
- ③ 小学生中学年(3・4 年)の受験者については、5 級以上の級で満点合格したものとする。
- ④ 小学生低学年(2 年以下)の受験者については、6 級以上の級で満点合格したものとする。

1 1. 受験者への注意

(1) 3級以上の受験者について

- ① 答は、定められた欄の中にはっきりと書くこと。
- ② 答の1の位または円の位以上には、3位ごとに〔,〕をつけること。
- ③ 乗算、除算の端数処理を要するときの注意。

無名数で小数第3位未満の端数が出たときは四捨五入すること。

- ④ 無名数の数は、次のように書くこと。

(例) 0.25 .25 1,375.31 5,193.426

- ⑤ 端数処理した無名数の答は、次のいずれでもよい。

そろばん面 答

0.4395・・・0.440 .440 0.44 .44

5.2004・・・5.200 5.2 (※ 5.20 とは書かないこと)

- ⑥ 端数処理しなかった無名数の答は、次のように書くこと。

そろばん面

0.44・・・0.44 .45

(※ 0.450 または 450 とは書かないこと。)

5.2・・・5.2

(※ 5.20 または 5.200 とは書かないこと。)

- ⑦ 名数の答は次のいずれでもよい。

[名数(金額)で円未満の数端が出たときは四捨五入すること。]

(例) ¥9,528 ¥9,528. ¥9,528.00 ¥9,528.- ¥9,528-

(¥9,528.0 ¥9,528¥ ¥9,528 円 9,528¥ のような書き方はしないこと。)

[注] 答の頭には、円記号(¥)をつけるのが原則であるが、つけなくてもよい。

- ⑧ 答を縦に書いたり、二段に書いたりしないこと。
- ⑨ 答を書き直す場合は、その答を全部横線で消して書き直すこと。
[注] 指でこすったり、消しゴムで消したりしないこと。元の欄の中に書けないときは欄外に書いて、元の欄と矢印で結ぶか、答の頭にその問題の番号を()または○で囲んで書くようにすること。
- ⑩ 答の数字、コンマ、小数点などを二度書きしないこと。
- ⑪ コンマや小数点は、数字の間に書くようにし、バランスを考え数字にふれたり、数字に重ならないようにすること。

(2) 4級～10級受験について(上級との相違)

- ① 答の1の位または円の位以上には、3位ごとにコンマ〔,〕をつけることが原則であるが、つけなくてもよい。

試験場での注意

1. 受験票を紛失または忘れた場合は、試験開始前に事務局から再交付を受けて受験すること。
2. 受験者本人確認のため、試験当日は原則として氏名、生年月日、顔写真のいずれも確認できる身分証明書(運転免許証や旅券(パスポート)、社員証、学生証など(ない場合は、健康保険証や住民票など)を持参し、受験票とともに、試験会場の机の上に置いて下さい。ただし、段位認定試験及び小学生以下は対象外です(1～3級の中学生以上が対象)。
3. 声を出して数を読みながら計算しないこと。
4. 問題又は答案用紙の配布を受けても、注意があるまではそのまま机の上におき、両手をひざの上におくこと。
5. 合図によって受験番号を記入した後、表面を机の上におき、両手をひざの上におくこと。
6. 答案は姓名を書かないこと。
7. ストップウォッチの使用は認めますが、アラーム等は音が出ないようにしておくこと。
8. 用意の合図があるまでそろばんを機の左方に縦におくこと。
9. 計算開始の合図があるまでは、試験問題を見開かないこと。文ちん、下敷きなどを用いて計算の準備をしないこと。
10. 試験時間中は、携帯電話の電源を切りカバンの中にしまい、他の受験者の迷惑とならないこと。
ただし、キッズ携帯等、容易に電源を切れない携帯電話は試験終了時まで本部にて預かります。
11. 「みとり算」「かけ算」「わり算」のどの種目から計算してもかまいません。
12. 開始及び終了はすべて「試験委員の合図」によること。
13. 終了の「合図」によって計算及び答の記入を直ちに止め、答案は表紙を上にして両手をひざの上におくこと。

※受験者は次のものを忘れずにお持ち下さい。そろばん、鉛筆、下敷、受験票 (消しゴムは使用禁止)